

農業委員・農地利用最適化推進委員の募集について

担当：農業委員会事務局 桑島、児玉（電話 0979-62-9058）

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、令和5年7月19日をもって任期満了となる農業委員及び農地利用最適化推進委員を下記のとおり募集します。

1. 募集人数及び任期

- ・農業委員 15名 ※定員の過半数以上が認定農業者（8名以上）となります。

任期：令和5年7月20日～令和8年7月19日

- ・農地利用最適化推進委員 23名 ※地区（7地区）からの募集になります。（別表1参照）

任期：委嘱の日～令和8年7月19日

2. 農業委員・農地利用最適化推進委員の主な業務内容

- ・農地法に基づく法令業務（農業委員に議決権有）
- ・農地等の利用最適化（担い手への農地利用集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）の推進業務
- ・農業者年金や広報活動等の業務

※地域農業における相談や調整を行う役目を担うことが主な業務となります。

3. 募集期間

令和5年3月1日（水） ～ 令和5年4月19日（水）

※募集期間の中間時点と最終の応募状況をホームページにて公表を行います。

4. 選考方法

【農業委員】 中津市が「農業委員選考委員会」を設置し選考を行い、議会の同意を得て市長が任命する。

【農地利用最適化推進委員】 農業委員会が委嘱する。

5. 応募方法

詳しくは所定の募集要綱をご確認いただき、推薦申込書もしくは応募申込書に必要事項を記入の上、農業委員会事務局または各支所農林建設課に提出してください。（郵送の場合は締切当日の消印有効）

応募については農業委員会事務局及び各支所農林建設課にて応募要綱・応募用紙を配布しています。また中津市ホームページでダウンロードできます。

(<https://www.city-nakatsu.jp/doc/2023011900068>)

別表1 中津市農地利用最適化推進委員区域設定一覧表

区域名	人数	選出地区〔行政区〕
第1地区	3人	中津市自1番地・至2653番地、中津市大字角木、同大塚、同蛸瀬、中津市字小祝、同小祝新町、中津市大字上宮永、同下宮永、同島田、同中殿、中津市丸山町、同中央町、同豊田町、同島田本町、同宮島町、同天神町、同蛭子町、同東本町、中殿町、中津市大字牛神、同一ツ松、同宮夫、同金手、同東浜、同大新田、中津市牛神町、同沖代町の区域
第2地区	3人	中津市大字相原、同永添、同湯屋、同万田、同高瀬、同大貞、同中原、同加来、同上池永、同大悟法、同福島、同伊藤田、同北原、同犬丸の一部の区域
第3地区	3人	中津市大字上如水、同是則、同合馬、同全徳、同下池永、同定留、同諸田、同田尻、同今津、同赤迫、同鍋島、同植野、同野依、同犬丸（一部を除く）の区域
第4地区	4人	三光の地域
第5地区	3人	本耶馬溪の地域
第6地区	4人	耶馬溪の地域
第7地区	3人	山国の地域